

## 次期総合的計画の策定方針について（たたき台）

**1 計画策定の趣旨（※計画策定の前提条件）**

《総合的計画をとりまく環境変化、社会経済情勢など》

- かつては地方自治法の定めにより、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるよう義務付けられていた。
- 地方分権改革の取組みにより地方自治法の一部が改正され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の独自の判断に委ねられることとなった。
- これまで本町においては、総合計画として、地方自治法に定める基本構想とともに基本計画、実施計画を定め、長期的な展望によるまちづくりを行ってきたが、現行の第四次総合計画の計画期間が平成32年度で終了するため、平成33年度以降をどのようにしていくかを判断しなければならない。
- 人口減少・少子高齢化、社会保障費の増大、住民ニーズの多様化など、短期的な施策展開だけでは解決できない課題に対応していく、将来を見据えた長期的展望によるまちづくりが求められている。

《町の方針》

- 平成33年度以降においても、総合的・長期的なまちづくりの基本方針を定め、計画的に行政運営を推進していく必要があると認識し、第四次総合計画に次ぐ、次期総合的計画の策定を行う。
- 次期総合的計画については、引き続き町の最上位計画としての性質を有するものとし、その重要性を鑑み、町民の代表である議会の議決を経て策定する。
- 議決案件とする根拠がないため、その根拠付けをするための「(仮称) 総合計画策定条例」の制定をめざす。

**2 計画の名称**

「大磯町第五次総合計画」

**3 計画の構成と計画期間**

基本構想、基本計画、実施計画の3層構成（現計画と同様の体系）

- 基本構想 計画期間：平成33年度からの10年間  
議会での議決を経て策定
- 基本計画 計画期間：前期・後期ともに5年間
- 実施計画 計画期間：3年間で毎年見直し  
基本計画の前期・後期5年を区切りとする。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
平成	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42		
基本構想	基本構想(10年間)											
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)						
実施計画	実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)		

#### 4 計画の基本方針

- (1) 本町の地域特性を生かしたまちづくり
  - 美しい自然と由緒ある歴史・文化という特性・独自性を生かした計画づくり
- (2) 実効性の確保
  - 社会経済情勢や町の財政状況の変化、町民ニーズを十分に把握
  - 重点的な施策展開による実効性の向上
- (3) 分かりやすい計画
  - 将来像として町民が共有できる、誰にでも分かりやすい計画づくり
- (4) 町民参画による計画づくり
  - 策定段階からの適切かつ慎重な町民参画による、的確な町民ニーズの把握
- (5) 他の計画等との関連性
  - 個別計画や、国や県などの上位計画との整合性の確保
- (6) 計画の進行管理体制
  - PDCAマネジメントサイクルによる進行管理体制の確保

#### 5 計画の策定体制

- (1) 庁内の策定体制
  - 政策会議（三役、部長級） 最終決定、重要事項等の総合調整
  - 策定委員会（課長級） 策定主体、全庁的な連絡調整
  - 策定委員会専門部会（関係職員） 専門的・実務的な連絡調整
- (2) 総合計画審議会（諮問・答申）
- (3) 町議会（議会審議）
- (4) 町民参画（手法と町民範囲を組み合わせる実施）

#### 6 策定スケジュール

- 策定条例 ～平成31年12月まで（平成31年12月議会）
- 基本構想 ～平成32年6月まで（平成32年6月議会）
- 基本計画 ～平成32年12月まで
- 実施計画 ～平成33年2月まで